

6 旧計画における主な課題

本資料は、環境審議会において審議され、中間答申（2004年7月21日）に添付されたものより抜粋したものです。

(1) 地球環境保全のための課題と施策

①地球温暖化の防止

- 本市における二酸化炭素排出量の実情を把握し、広く市民等に情報提供していくことが重要である。
- 市民1人当たりの二酸化炭素排出量は、家庭用エネルギー消費量や乗用自動車保有台数等の伸びから1997年以降も増加傾向にあるものと推測され、民生家庭部門における灯油等の冬期エネルギー消費量や自動車用燃料消費量の削減が必要である。
- 環境確保条例に基づき、環境への負荷が大きい一定規模以上の事業者に対し、二酸化炭素排出量削減を必須とする自主的な取り組みに係る計画の策定等を義務づけており、その策定及び適切な運用管理が求められる。
- 地球温暖化は、日常生活や事業活動そのものと深く関わっているため、地域社会を構成する市民1人ひとりが地球温暖化を身近な問題として十分理解するとともに、その解決に向け、身近なところから可能な限りの行動を起こしていく必要がある。

②森林資源の保全と育成

- 熱帯林減少の要因の一つは熱帯材の利用であり、市の実施する公共工事においてもコンクリート型枠材として熱帯材を使用してきたことから、代替型枠工法の実施などにより熱帯材の使用抑制に努める必要がある。
- 森林は大気中の二酸化炭素を吸収・固定化する機能を持っており、地球温暖化を防止する上で重要な役割を担っているにも関わらず、近年の市内森林における造林・保育施策はそのほとんどが除間伐であり、除間伐実施面積も減少傾向にあることから、森林の多面的な機能を発揮させるよう地域の森林の保全と育成に積極的に取り組む必要がある。

③酸性雨（雪）の防止

- 酸性雨については、日本各地における測定結果と同程度であるpH4.5～5.5の酸性雨を記録しているものの大きな問題とはなっていないが、土壌等に対象を広げての測定調査を継続的に実施していくとともに、酸性雨の原因となる工場・事業場や自動車などを発生源とする硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量の削減など大気汚染対策を進めていく必要がある。

④オゾン層の保護

- 市内のフロン濃度が上昇しており、監視測定の継続、必要な対策の実施、市民への情報提供などが必要である。
- オゾン層破壊の原因物質である特定フロン等はその製造が規制されており、すべてのフロン使用機器からのフロン回収が行われることになっているが、回収費用はフロン使用機器のメーカーや販売店だけでなく、使用者の費用負担も不可欠であることから、オゾン層保護の重要性についてより一層の普及啓発を行っていく必要がある。

(2) 環境保全・創造のための都市づくり施策

①エネルギーを有効に利用する都市の実現

- コンパクトな都市構造の形成に向け、土地利用計画など都市基盤整備等が推進されていない。また、コンパクトな都市構造については、持続可能性との関連で都市づくりにおける重要性が高まってきているが、現行計画では、具体性に欠けるなどが課題となり、環境面からの分かりやすく具体的な説明や方向性の提示などが必要である。
- 環境負荷の少ないエネルギーの導入促進や利用効率を高めていくため、新たなエネルギーシステムの導入など都市づくりにおける取り組みの推進が不可欠である。
- エネルギー消費量は、市民1人当たりの二酸化炭素排出量同様に増加傾向にあるものと推測され、二酸化炭素排出量以上に民生部門の占める割合が高いことから、灯油等の冬期エネルギー消費量をはじめとした民生家庭部門エネルギー消費量の削減が必要である。
- ごみ焼却熱などの未利用エネルギーの有効利用、太陽光発電などの自然エネルギーの利用が推進されてきている。その利用は公共分野が中心となっていることから、一層の推進に努めるとともに、経済的支援制度の整備などにより市民、事業者等への普及促進を図る必要がある。

②環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現

- 低公害車等が増加、ディーゼル車率が低下しているにも関わらず、自動車交通量の増加等に伴い都心部や幹線道路沿道における大気汚染や交通騒音問題が生じている。
- パークアンドライド駐車場の整備等、公共交通機関の利用促進施策を推進しているものの、公共交通機関利用数は減少傾向にあり、市民意識調査における環境負荷低減のための取り組みのうち「公共交通機関利用促進と自家用車の適切利用」の実施率も低い傾向にあることから、公共交通機関の機能性・利便性が発揮されるよう一層の環境整備等を推進するとともに、利用者側のライフスタイルの転換をより一層促す必要がある。

③廃棄物の少ない都市の実現

- 循環型社会形成推進基本法の施行により循環型社会の形成に向けた取り組みや環境への負荷の少ない環境低負荷型循環社会（都市）の実現を目標とした一般廃棄物処理基本計画のより一層の推進が必要である。
- 廃棄物量は減少傾向にあったが、家庭ごみ排出量は減少傾向に歯止めがかかり、事業系ごみ排出量は増加傾向に転じるなど、「2014年度における廃棄物量の1998年度比15%以上の減量」の目標達成に向けて厳しい状況となっており、市民意識調査における環境負荷低減のための取り組みのうち「ごみの減量・リサイクル」も横ばいで推移していることから、更なるごみ発生抑制・排出抑制等の推進が必要である。
- 街路樹剪定枝など植物廃材の処理及びリサイクルの推進が必要である。
- ごみの焼却処理に伴うダイオキシンなどの有害化学物質の発生を抑制するために、清掃工場における燃焼管理の徹底などを引き続き推進するとともに測定結果について市民等へ提供していく必要がある。
- 産業廃棄物の発生抑制のためには、排出事業者、処理事業者、行政等がそれぞれの責任分野において処理対策を推進する必要がある。

○近年増加している不法投棄や廃棄物の不適正処理が問題となっている。

④良好な水環境を保全する都市の推進

○健康項目はすべての地点で環境基準を達成しているものの、生活環境項目のうちBOD（生物化学的酸素要求量）については環境基準を超過している地点があり、工場・事業場等に対する規制対策等を推進するとともに、下水処理場の高度処理を推進する必要がある。

○不透水面積の増加は、地下水のかん養を損なうだけでなく、汚濁物質等を含む塵などを降雨時に公共水域に直接流出させることにつながるため、森林や緑地等のかん養域を保全するとともに、雨水浸透施設の設置等を推進する必要がある。

○札幌市水環境計画の推進を図るため、市民・事業者・活動団体等の協働による取り組みの推進とそれを支える推進体制の整備が急務である。

○人間活動による負荷を少なくし、水環境の維持・回復を図ることが重点的な課題である。

⑤豊かな自然環境に包まれた都市の実現

○市内は市域の約6割を森林が占めており、特に南西部の森林は天然林の比率が高いなど、動植物が豊富な地域となっているが、豊かな自然環境とのふれあいを求める声が高まっていることから、自然とのふれあいの場の整備等のより一層の推進が必要である。

○都市化の進展などにより市街地に接する森林が減少するおそれがあるため、法・条例に基づく地域指定などにより、身近な自然の保全と活用を図る必要がある。

⑥うるおいと安らぎのある都市の実現

○各種法・条例等に基づく地区指定、公園緑地の整備、道路緑化等により市民1人当たりの公園緑地面積は全国的に高い水準にあるものの、市街化区域の緑被率は約24%と少ない状況にあることから、市街地の緑の回復を図るとともに市街地と森林地域のつながりに配慮した緑のネットワーク形成が課題となっている。

○緑の量的な確保とともに質に着目した取り組みが求められており、その対応が十分ではない。

○貴重な水と緑の空間としての河川の役割が高まっていることから、河川改修においては親水性や生物の生育環境に配慮し自然景観を保全または創出する「多自然型川づくり」と市民参加による川づくりのより一層の推進が必要である。

○市民・企業とともに街の緑化を進めることにより、うるおいのある街並みをつくりあげていくことが重点的な課題である。（民有地緑化など市民・企業などの自発的な緑化活動の促進が必要である。）

○水辺の保全やせせらぎの回復を通じて、みどりゆたかな水辺環境の創出が重点的な課題である。

⑦健康で安心して生活できる都市の推進

○光化学オキシダント以外の一般大気環境は比較的良好に推移しているものの、二酸化窒素については環境基準に近い濃度で推移していることから、その原因となる自動車や群小発生源である暖房器具等の使用に伴い発生する窒素酸化物の削減が課題となっている。

○大都市で問題となっているヒートアイランド現象など熱汚染について検討する必要がある。

○近年、顕著な地盤沈下は見られないものの地下水位は依然として低下傾向にあることから、水準測量調査等を継続するとともに、揚水施設を設置する事業所等における揚水量を把握し、節水を促進していく必要がある。

○土壌は地下水のかん養、多様な生態系の維持などにも不可欠であり、いったん汚染されると長期間にわたって汚染が蓄積され回復が難しいことから、水と一体的に保全することが必要である。

○公害苦情件数の増加の原因を的確に把握し、実情に即した対策の推進が必要である。

○産業分野等においては多種多様な化学物質が使用されており、先端科学産業などの科学技術の発展に伴い、これまで使用されていなかった有害物質や未規制物質が使用される可能性が高まることから、様々な物質の濃度等を的確にモニタリングするとともに、環境への排出を抑制し環境汚染の未然防止に努めることが必要である。

○環境確保条例に基づき、特に環境への影響が懸念される66物質について、事業場における使用実態を把握するための報告を義務づけており、その適切な運用管理が求められる。

（3）環境保全・創造活動の推進施策

①環境教育・学習活動の推進

○様々な場における環境教育や環境学習を積極的に推進しており、こどもエコクラブ加入者数や市民参加型環境関連事業実施数の環境指標が良化するなど、場やプログラムは充実してきているものの、実践や行動に直結する取り組みや展開が求められており、より一層の推進が不可欠である。

○2003年9月に開設した札幌市環境プラザを拠点とした環境教育・学習のより一層の推進が必要である。

②市民や企業の環境保全・創造活動の推進

○様々な場における環境教育や環境学習等の積極的な推進により、各主体の環境保全に対する意識が高まり、環境関連団体数やISO14001認証取得事業所数が良化するなど、市民・企業の自主的な活動が促進されているが、関連情報の不足、行動を評価する仕組みが十分整っていないことなどにより、意識の高まりが具体的な行動と直結していないことが大きな課題であり、支援の充実などによる解決が急務である。

○「札幌市環境保全活動推進会議」による「ローカルアジェンダ21さっぽろ」のより一層の推進が必要である。

○2003年9月に開設した札幌市環境プラザを総合的な拠点とする環境保全活動のより一層の促進が必要である。

③環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興

○大学等の持つ技術を有効に活用して地元企業の技術・製品開発を支援するために、産学官による共同研究のモデル事業を推進しているが、今後、実用化に向けたより一層の推進が必要である。

○市内の企業における環境ビジネスへの取り組みは、意識調査によれば現在約2割に留まっていることから、「人材の確保・育成」「異業種他社との連携」「行政・公的機関との連携」につながる産学官による連携等を推進するとともに、「税制面

での優遇措置」「補助制度の充実」「情報の提供」などの支援の充実と推進が必要である。

④地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成

- 地球環境問題の解決等に向けて、北方圏諸都市との連携、近隣諸国等との協力を推進しているものの、JICA研修実施に係る国際協力事業の実施のみならず、国際的な取り組みへの貢献、北方圏諸都市との連携強化、本市の公害対策技術の活用、国際プロジェクト参加、環境をテーマとする姉妹都市交流など自治体レベルで可能な取り組みを一層推進する必要がある。

(4) 計画の推進に向けて

①推進体制の主な課題

◆市民・企業・行政の協働による計画推進体制

- 環境基本計画の推進においては、市民・企業・行政の参加と協働による推進体制を構築することとしているが、事業者、環境保全活動団体、公募された市民等で構成される「札幌市環境保全協議会」、「ローカルアジェンダ21さっぽろ」の推進体制である「札幌市環境保全活動推進会議」、庁内の環境保全施策を総合的に推進する横断的組織としての「札幌市環境保全会議」があるものの、市民・企業・行政の各主体の連携による推進体制としての機能が十分に発揮されていない。
- 現在、個々に設置されている上記会議などを含め、市民・企業・行政が実際に行動を起こしていけるような計画推進体制の整備が急務である。
- 市民・企業・行政の協働による推進体制の充実強化を図るため、市民等の参画の具体的な方法などについて明確にする必要がある。

◆環境NPOの支援

- 環境基本計画の推進を図っていく上で、環境保全と創造に取り組む環境NPOの活動を積極的に支援・育成することが重要な課題の一つとして明記されており、NPOなどの市民公益活動の育成・支援等を推進しているが、計画推進段階における環境NPOとの連携は不十分である。

◆総合的な環境行政システムの整備

- 環境基本計画の推進においては、環境マネジメントの考え方にに基づき計画の進行状況を点検・評価する仕組みを構築する必要があるが、その毎年の運用が適切に実施されるような状態を担保する必要がある。そのため、ISO14001や事業評価システムとの連携、実施要領・要綱等の作成などについて検討を行う必要がある。

②進行管理の主な課題

◆計画の進行状況の評価

- これまでの進行管理では、施策・事業の実施状況についての把握に留まっており、それを踏まえた評価や施策・事業内容の見直し(Check→Action)までは行われていないという課題がある。このため、施策・事業の見直しにつながる点検・評価の導入や施策・事業の実施が基本目標等の達成にどの程度寄与しているかといった評価の導入についても検討する必要がある。
- 従来の点検・評価手法は、環境という視点からの評価軸、評価ツールがなかったため、他部局の取り組み状況を整理するだけの受動的なものであるとともに、他部局に対し環境側面の取り組みを促すような能動的な点検も行えなかった。このことから受動的な点検・評価から能動的な点検・評価へと転換する必要がある。
- 現在、本市では、現行計画の推進と同時に、環境マネジメントシステムや事業評価システムが導入・運用されている。これらとの関連の整理や連携について考慮する必要がある。
- 現行計画では、11の定量目標項目を設定しているが、定量目標項目の多くは環境基準等、法的な根拠のある項目や他計画で掲げられた項目をそのまま用いているため、現行計画の対象とする環境保全の分野を網羅していない。このことから新たな定量目標や環境指標等を設定することにより、これまで対象となっていなかった分野をカバーする必要がある。
- 定量目標の達成状況や、施策・事業の実施状況だけでは、札幌がめざす環境都市像の達成に向けてどの程度進んでいるかの評価は難しい。このため環境都市像等、より上位レベルでの環境指標あるいは定量目標の設定が必要である。
- 計画の点検・評価は、主観的評価、客観的評価、外部評価に分けることができる。主観的評価は環境マネジメントシステムの導入や施策・事業の点検・評価に環境面からの評価を加えること等により実施可能であり、客観的評価は定量目標の達成状況や環境指標の進捗状況の把握により実現可能である。最も導入が難しいと考えられる外部評価について、札幌市環境モニターを用いての計画の点検・評価が行われていることから、環境審議会への報告や市民・企業の意見の反映などを加え、これらを発展させるかたちでの本格的な外部評価の導入が必要である。

◆環境情報システムの整備

- ホームページの改修、環境情報システムの変更等による環境情報の発信機能の拡充だけでなく、市民・企業等から情報受信を含む受発信機能トータルの拡充が必要である。
- 環境プラザを中心とし環境関連施設の情報ネットワークの連携を強化する必要がある。

◆環境影響評価(環境アセスメント)の制度化

- 環境影響評価制度については、すでに整備済みであることから、「戦略的アセスメント」など新たな方向性について検討する必要がある。

◆環境保全・創造活動を評価する環境指標の設定

- 現行計画では、11の定量目標項目を設定しているが、定量目標項目の多くは環境基準等、法的根拠のある項目や他計画で掲げられた項目をそのまま用いているため、環境基本計画の対象とするすべての分野を網羅的にカバーできていないことから、計画の進捗状況等を分かりやすく把握するため、2001～2002年度において策定した環境指標の設定とこれを活用した点検・評価の実施が不可欠である。また、実施結果による点検・評価手法等の継続的改善も必要である。

7 札幌市環境基本条例

(平成7年12月13日条例第45号)
改正 平成11年10月条例第39号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策
(第7条-第26条)

第3章 地球環境保全の推進のための施策
(第27条・第28条)

第4章 環境審議会及び環境保全協議会
(第29条・第30条)

附則

札幌は、我が国有数の大都市であるが、幸いにして、西部に広がる森林地帯に代表されるように極めて豊かな自然に恵まれている。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい寒さの特徴とした札幌の気象は、鮮明な四季の移り変わりがみられ、私たちにすばらしい季節感を与えてくれる。

札幌は、北方圏の拠点都市として高度な機能を備えた都市づくりが進められてきた。その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなった。

しかし、都市化に伴う人口の集中や産業の集積などによって、資源やエネルギーが大量に消費され、私たちの身近な環境に様々な影響が及ぶこととなり、更には私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

人間は、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになった。私たちは、地球環境の保全の観点から生活のあり方を見直さなければならないという人類共通の課題に直面している。

恵まれた身近な環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、これを良好な状態で将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。

私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、国の内外の多様な歴史と文化を有する人々とも互いに協力し合い学び合って、環境の保全に努めていかなければならない。

このような認識の下、札幌市に集うすべての人々の参加により、良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋

の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念ののっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総

合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (4) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用を図ること。
- (5) 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。
- (6) エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。
- (7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全に関する配慮の指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(札幌市環境白書)

第9条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全を図るため必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その

他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設及び地域冷暖房施設その他の環境の保全に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の参加の機会の確保)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第18条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取り組みの支援)

第19条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取り組みが促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第22条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査研究を実施するとともに、技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第24条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第25条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全に資するための活動を市民及び事業者とともに推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第27条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第28条 市は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会及び環境保全協議会

(環境審議会)

第29条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員30人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全協議会)

第30条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の規定及び次項中札幌市公害防止条例（昭和47年条例第28号）第12条の改正規定は平成8年6月1日から、第29条の規定、次項中札幌市公害防止条例の目次の改正規定、同条例第16条第2項の改正規定（「札幌市公害対策審議会」を「札幌市環境審議会」に改める部分に限る。）及び同条例第4章の改正規定並びに附則第3項の規定は平成8年7月1日から施行する。

2・3 省略

8 環境基準等

(1) 大気汚染

①環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
長期的評価の場合は、日平均値の年間2%除外値（1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高いほうから数えて2%の範囲にある測定値（365日の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、2日連続して日平均値が環境基準を超えた場合は環境基準は未達成となる。			長期的評価の場合は日平均値の98%値（1年間の1日平均値のうち低いほうから数えて98%目の日平均値（普通は低いほうから数えて358番目））で評価を行う。	
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン	ダイオキシン類
年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

(注) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

②有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。

(2) 水質汚濁

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
クロム（六価）	0.05 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ダイオキシン類（水質）	1 pg-TEQ/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	ダイオキシン類（底質）	150 pg-TEQ/g 以下

(注1) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号により追加された。

(注2) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(注3) 底質におけるダイオキシン類の環境基準は、平成14年9月1日から適用される。

②生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5~8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以下	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	5,000MPN/100ml以下
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以下	-

(注) 基準値は日間平均とする。

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユなど貧腐水性水域の水産生物用
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(3) 地下水

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

(注) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については、平成11年2月22日付け環境庁告示第16号により追加された。基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(4) 土壌

物質	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
ヒ素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下 ※250pg-TEQ/g以上の場合は調査を実施する。
備考	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液中1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

(注) ふっ素及びほう素については、平成13年3月28日付け環境省告示第16号により追加された。

(5) 騒音

①環境基準

(等価騒音レベル (Leq)、単位：デシベル)

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- (注) 1 地域の類型
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と供せて商業、工業等の用に供される地域
2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

○幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。

昼間		夜間	
70デシベル以下		65デシベル以下	
備考	1	「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を越える車線を有する道路 20メートル	
	2	個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

②航空機騒音の環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL)	基準値
I	70以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	75以下	類型 I 及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

(注) WECPNLとは、航空機1機ごとの騒音レベルと時間帯ごとに重みづけした飛行回数の方を加味した、航空機騒音のうるさを表す数値である。なお、災害等の場合は適用されない。

③自動車交通騒音の要請限度

(等価騒音レベル (Leq)、単位：デシベル)

区域	道路区分	昼	夜	地域の区分
a 区域	1車線	65	55	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	2車線以上	70	65	
b 区域	1車線	65	55	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
	2車線以上	75	70	
c 区域	車線を有する	75	70	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70	

(注) 時間の区分 昼：6時～22時 夜：22時～6時 平成12年4月1日施行

9 定量目標・環境指標一覧

(1) 定量目標一覧

定量目標項目	最新年値		基準年等		目標			
	年	数値	年	数値	2006年	2010年	2017年	
3.1.1 地球温暖化の防止								
旧計画	○市民1人当たりの二酸化炭素の排出量を、2017年（平成29年）に1990年（平成2年）の水準よりも10%削減することを目標とする。							
改定計画	○市民1人当たりの二酸化炭素の排出量を、2010年に1990年の水準よりも6%削減し、2017年までに1990年の水準よりも10%削減することを目標とします。							
市民1人当たりの二酸化炭素排出量	2000年	5.87tCO ₂ /人	1990年	5.50tCO ₂ /人	-	6%減 5.17tCO ₂ /人	10%減 4.95tCO ₂ /人	
3.1.4 オゾン層の保護								
旧計画	○冷蔵庫については、廃棄台数ベースで100%回収処理する。							
改定計画	○2017年までに大気中フロン濃度を、1997年より低下させることを目標とします。							
大気中フロン濃度	フロン11	2003年	266.7ppt	1997年	268.3ppt	-	-	268.3ppt以下
	フロン12	2003年	611.7ppt	1997年	508.3ppt	-	-	508.3ppt以下
	フロン113	2003年	106.7ppt	1997年	126.7ppt	-	-	126.7ppt以下
3.2.1 エネルギーを有効に利用する都市の実現								
旧計画	設定なし							
改定計画	○市民1人当たりのエネルギー使用量を、2010年に1990年の水準よりも6%削減し、2017年に1990年の水準よりも9.5%削減することを目標とします。 ○2010年に太陽光発電設備の導入量を9,300kWとし、2017年までに15,500kWとすることを目標とします。 ○2017年までに、雪冷熱利用設備の貯雪量を5,580トンとすることを目標とします。							
市民1人当たりエネルギー使用量	2000年	24.1 ×10 ⁶ kcal	1990年	20.4 ×10 ⁶ kcal	-	6%減 19.1 ×10 ⁶ kcal	9.5%減 18.4 ×10 ⁶ kcal	
太陽光発電設備導入量	2003年	1,656kW	1997年	151kW	-	9,300kW	15,500kW	
雪冷熱利用設備貯雪量	2003年	3,580トン	1997年	0トン	-	-	5,580トン	
3.2.2 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現								
旧計画	○道路に面する地域において、二酸化窒素に係る環境基準の達成を引き続き維持するとともに、騒音に係る環境基準を達成し維持する。 ○当面、2005年度（平成17年度）までに10万台の低公害車等の普及をめざす。							
改定計画	○道路に面する地域において、二酸化窒素に係る環境基準の達成を維持するとともに、1時間値の1日平均値0.05ppm以下の達成を目標とします。 ○道路に面する地域において、すべての測定地点で騒音を要請限度以下にして、環境基準を達成し維持することを目標とします。 ○2010年に低公害車の普及台数を7,600台とし、2017年までに12,000台とすることを目標とします。 ○自動車からの二酸化炭素排出量削減に向けた取り組み状況を的確に把握・評価するための手法等を次期計画改定までに確立します。							
二酸化窒素に係る環境基準	2003年	100% (5/5地点)	1997年	100% (5/5地点)	100%			
騒音に係る要請限度	2003年	89.5% (34/38地点)	1997年	80.6% (29/36地点)	100%			
騒音に係る環境基準	2003年	86.3% (191,210/ 221,453戸)	1997年	-	100%			
低公害車普及台数	2003年	2,224台	1997年	128台	-	7,600台	12,000台	
自動車からの二酸化炭素排出量	2002年	293万tCO ₂	1997年	290万tCO ₂	削減に向けた取り組み状況を的確に把握・評価するための手法等を次期計画改定までに確立			
3.2.3 廃棄物の少ない都市の実現								
旧計画	○札幌市が処理する廃棄ごみ量を、ごみ発生抑制・リサイクルを促進することにより、2014年度（平成26年度）までに1998年度（平成10年度）の実績より15%以上減量する。							
改定計画	○札幌市が処理する廃棄ごみ量を、ごみ発生抑制・リサイクルを促進することにより、2014年度までに1998年度の実績より15%以上減量します。なお、今後改定する「一般廃棄物処理基本計画」において、新たな目標を設定します。							

定量目標項目	最新年値		基準年等		目標		
	年	数値	年	数値	2006年	2010年	2017年
札幌市が処理する廃棄ごみ量	2003年	856千トン	実績 1998年	870千トン	-	-	15%以上減 731千トン以下 (2014年)
3.2.4 良好な水環境を保全する都市の推進							
旧計画	○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準を達成し維持する。						
改定計画	○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。 ○2000年度の地下水揚水量約4,000万m ³ を基準として、2017年度までに年間揚水量を約700万m ³ 削減します。 ○多自然型河川の整備延長を、当面2006年度に11kmとすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。						
水質環境基準達成率 (健康項目達成率)	2003年	96.2% (25/26地点)	1997年	100% (26/26地点)	100%		
水質環境基準達成率 (生活環境項目(BOD)達成率)	2003年	93.3% (14/15地点)	1997年	86.7% (13/15地点)	100%		
水質環境基準達成率 (ダイオキシン類(水質))	2003年	100% (4/4地点)	1997年	-	100%		
水質環境基準達成率 (ダイオキシン類(底質))	2003年	100% (4/4地点)	1997年	-	100%		
地下水揚水量	2002年	3,553万m ³	1997年	3,913万m ³	-	-	約700万m ³ 減 約3,300万m ³
多自然型河川の整備延長	2003年	8,580m	1997年	6,400m	11km	新たに設定	
3.2.6 うるおいと安らぎのある都市の実現							
旧計画	○2017年度(平成29年度)における市民1人当たりの公園緑地面積を40m ² にすることをめざす。						
改定計画	○2017年度における市民1人当たりの公園緑地面積を40m ² にすることを目標とします。当面は2006年度に26.4m ² にすることを目標とします。 ○多自然型河川の整備延長を、当面2006年度に11kmとすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。(再掲) ○市民との協働による植樹本数を、当面2006年度に11,000本とすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。 ○札幌が好きな理由として「緑が多く自然が豊かだから」を挙げた人の割合を、当面2006年度に40%とすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。						
市民1人当たりの公園緑地面積	2003年	25.4m ² /人	1997年	21.6m ² /人	26.4m ² /人	-	40m ² /人
多自然型河川の整備延長(再掲)	2003年	8,580m	1997年	6,400m	11km	新たに設定	
市民との協働による植樹本数	2003年	9,189本	1997年	12,747本	11,000本	新たに設定	
札幌が好きな理由として「緑が多く自然が豊かだから」を挙げた人の割合	2003年	31.7%	1997年	34.8%	40%	新たに設定	
3.2.7 健康で安心して生活できる都市の推進							
旧計画	○一般大気環境に係る環境基準の達成を引き続き維持する。 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成し維持する。 ○土壌汚染に係る環境基準を達成し維持する。 ○騒音に係る環境基準を達成し維持する。						
改定計画	○大気環境に係る環境基準を達成し維持します。 ○有害大気汚染物質指針値を達成し維持します。 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成し維持します。 ○土壌汚染に係る環境基準を達成し維持します。 ○有害物質取扱事業場における新たな地下水汚染を0件とします。 ○騒音に係る環境基準を達成し維持します。						
一般大気環境	大気環境基準達成率 (二酸化硫黄)	2003年	100% (8/8地点)	1997年	100% (9/9地点)	100%	
	大気環境基準達成率 (二酸化窒素)	2003年	100% (11/11地点)	1997年	100% (9/9地点)	100%	
	大気環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	2003年	100% (10/10地点)	1997年	100% (9/9地点)	100%	
	大気環境基準達成率 (光化学オキシダント)	2003年	0.0% (0/10地点)	1997年	0.0% (0/9地点)	100%	

定量目標項目		最新年値		基準年等		目標		
		年	数値	年	数値	2006年	2010年	2017年
化学物質	大気環境基準達成率(ベンゼン)	2003年	100% (5/5地点)	1997年	-	100%		
	大気環境基準達成率(ダイオキシン類)	2003年	100% (10/10地点)	1997年	-	100%		
	有害大気汚染物質指針値達成率	2003年	100% (5/5地点)	1997年	-	100%		
地下水環境基準達成率(概況調査)		2003年	90.4% (47/52地点)	1997年	100% (52/52地点)	100%		
地下水環境基準達成率(汚染井戸周辺地区調査)		2003年	54.5% (12/22地点)	1997年	100% (6/6地点)	100%		
地下水環境基準達成率(定期モニタリング調査)		2003年	48.6% (35/72地点)	1997年	58.3% (21/36地点)	100%		
地下水環境基準達成率(ダイオキシン類)		2003年	100% (3/3地点)	1997年	-	100%		
土壌環境基準達成率(ダイオキシン類)		2003年	100% (11/11地点)	1997年	-	100%		
土壌汚染環境基準達成率		現在のところ土壌汚染は明らかになっていません		1997年	-	100%		
有害物質取扱事業場における新たな地下水汚染件数		2003年	0件	1997年	-	0件		
騒音環境基準達成率(一般環境)		2003年	88.9% (16/18地点)	1997年	75.0% (15/20地点)	100%		
3.3.1 環境教育・学習活動の推進								
旧計画	設定なし							
改定計画	<ul style="list-style-type: none"> ○環境関連施設の利用者数を当面2006年度に140万人とすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。 ○環境教育・学習への札幌における取り組み状況を的確に把握・評価するための手法や体制等を次期計画改定までに確立します。 							
環境関連施設利用者数	2003年	1,270千人	1997年	1,253千人	1,400千人	新たに設定		
環境教育・学習への取り組み状況	-	-	-	-	的確に把握・評価するための手法や体制等を次期計画改定までに確立			
3.3.2 市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進								
旧計画	設定なし							
改定計画	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーや省資源を実践している市民の登録者数を、2006年度に10万人とすることを目標とします。 ○環境マネジメントシステム等導入事業所数を、当面2006年度に300件とすることを目標とします。2006年度以降の目標については、達成状況に基づき新たに設定します。 ○市民・企業・活動団体等における環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや市民・企業・活動団体等の環境コミュニケーションの状況を的確に把握・評価するための情報収集の体制等を次期計画改定までに確立します。 							
省エネ・省資源行動を実践している市民登録者数	2003年	-	1997年	-	10万人	-		
環境マネジメントシステム等導入事業所数(ISO14001、HES、エコアクション21等)	2002年	75件	1997年	0件	300件	新たに設定		
環境保全・創造活動全般を総合的に支援するための情報提供の仕組みや環境コミュニケーションの状況を的確に把握・評価するための情報収集の体制等	-	-	-	-	次期計画改定までに確立			
3.3.3 環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興								
旧計画	設定なし							
改定計画	○札幌独自の環境関連製品やリサイクル技術等の認定制度を次期計画改定までに整備します。							
札幌独自の環境関連製品やリサイクル技術等の認定制度	-	-	-	-	次期計画改定までに整備			

(2) 環境指標一覧

環境指標項目	最新年値		めざす 方向	
	年	数値		
3.1.1 地球温暖化の防止				
二酸化炭素排出量	2000年	1,070万tCO ₂	減少	
産業部門二酸化炭素排出量	2000年	85万tCO ₂	減少	
民生（業務）部門二酸化炭素排出量	2000年	300万tCO ₂	減少	
民生（家庭）部門二酸化炭素排出量	2000年	348万tCO ₂	減少	
運輸部門二酸化炭素排出量	2000年	307万tCO ₂	減少	
廃棄物部門二酸化炭素排出量	2000年	25万tCO ₂	減少	
メタン排出量	2000年	16万tCO ₂	減少	
一酸化二窒素排出量	2000年	13万tCO ₂	減少	
代替フロン等排出量	2000年	6万tCO ₂	減少	
二酸化炭素吸収・固定化量	2003年	6千tCO ₂ /年	増加	
3.1.2 森林機能の保全と育成				
森林面積	2003年	70,657ha	増加	
森林蓄積量	2003年	8,598千m ³	増加	
3.1.3 酸性雨（雪）の防止				
工場・事業場の大气汚染物質排出量	硫黄酸化物	2002年	1,417千m ³ N	減少
	窒素酸化物	2002年	1,972千m ³ N	減少
自動車からの窒素酸化物排出量	2002年	14,797トン	減少	
酸性雨pH	2003年	4.85	上昇	
3.1.4 オゾン層の保護				
フロン回収・破壊量	2001年	24,018kg	増加	
3.2.1 エネルギーを有効に利用する都市の実現				
電気・ガス使用量	電灯・電力使用量	2003年	7,598百万kWh	減少
	都市ガス需要量	2003年	243,961千m ³	
自動車のエネルギー使用量	2002年	1,146千kl	減少	
雪処理施設による雪処理割合	2003年	12.4%	増加	
市民省エネルギー行動実施率	2003年	2.88	上昇	
自然エネルギー・未利用エネルギー使用量（清掃工場における熱回収量）	2003年	6,894TJ	増加	
3.2.2 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現				
自動車からの二酸化炭素排出量	2002年	293万tCO ₂	減少	
自動車のエネルギー使用量（再掲）	ガソリン使用量	2002年	611千kl	減少
	軽油使用量	2002年	535千kl	減少
市内各輸送機関別乗車人員		2003年	1,278千人/日	増加
	地下鉄	2003年	559千人/日	増加
	路面電車	2003年	20千人/日	増加
	バス	2003年	304千人/日	増加
	JR	2003年	179千人/日	増加
タクシー・ハイヤー	2003年	216千人/日	増加	
自転車駐車場施設容量	2003年	42,335台	増加	
12時間平均交通量	1999年	18,220台/12h	減少	
混雑度1.25以上の地点割合	2003年	33.3%	減少	
3.2.3 廃棄物の少ない都市の実現				
リサイクル率	2003年	15.9%	増加	
びん・缶等収集量	びん・缶・ペットボトル収集量	2003年	29,852トン	増加
	プラスチック収集量	2003年	17,363トン	増加

環境指標項目	最新年値		めざす 方向	
	年	数値		
埋立処分量	2003年	276.0千トン	減少	
不法投棄件数	2003年	346件	減少	
リサイクルプラザの補修品展示件数（家具・自転車等）	2003年	687件	増加	
移動食器洗浄車（アラエール号）利用実施イベント数	2003年	22団体	増加	
3.2.4 良好な水環境を保全する都市の推進				
不透水面積率	2002年	33.74%	減少	
生活排水処理率	2003年	99.10%	増加	
浸透式下水道整備面積	2003年	261ha	増加	
3.2.5 豊かな自然環境に包まれた都市の実現				
森林面積（再掲）	2003年	70,657ha	増加	
森林蓄積量（再掲）	2003年	8,598千m ³	増加	
市民の森指定面積	2003年	407.5ha	増加	
都市環境緑地（公有化）面積	2003年	368.0ha	増加	
野生動物生息状況	シロザケ遡上確認数	2003年	1,350匹	増加
	定例探鳥記録確認種数	2003年	119種類	増加
3.2.6 うるおいと安らぎのある都市の実現				
緑化関連指定面積	緑地保全地区指定面積	2003年	47.6ha	増加
	風致地区指定面積	2003年	3,597.2ha	増加
	緑化推進地区指定面積	2003年	862.0ha	増加
道路植栽状況	植栽道路延長	2003年	1,373.5km	増加
	街路樹本数	2003年	804,975本	増加
指定文化財数	2003年	24件	増加	
市民農園面積	2003年	13.2ha	増加	
3.2.7 健康で安心して生活できる都市の推進				
工場・事業場の大気汚染物質排出量（再掲）	硫黄酸化物	2002年	1,417千m ³ N	減少
	窒素酸化物	2002年	1,972千m ³ N	減少
自動車からの窒素酸化物排出量（再掲）	2002年	14,797トン	減少	
地下水位	中島公園観測局（扇状地）	2003年	19.36m	上昇
	北発寒観測局A（低地）	2003年	-9.93m	上昇
特定化学物質の環境への排出量	2002年	7,498トン	減少	
3.3.1 環境教育・学習活動の推進				
こどもエコクラブ加入者数	2003年	291人	増加	
環境教育関連事業実施数	市民参加型環境教育関連事業実施数	2001年	109事業	増加
	企業参加型環境教育関連事業実施数	2001年	2事業	増加
環境教育リーダー制度利用者数	2003年	1,019人	増加	
ホームページアクセス件数	2003年	23,512件	増加	
3.3.2 市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進				
環境保全アドバイザー制度利用者数	2003年	1,741人	増加	
環境関連活動団体数	2003年	113団体	増加	
3.3.3 環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興				
環境関連サービス事業所数	2003年	92社	増加	
3.3.4 地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成				
国際協力事業実施状況	JICA研修生受入人数	2003年	63人	増加
	JICA研修コース設定数	2003年	8	増加

10 図表一覧

序章

図1 計画の対象とする環境保全の分野 ……3

第1章

図2 地球環境問題の相互関係 ……8

図3 世界人口の推移と予測 ……10

表1 国際的な取り組みの主な内容 ……11

表2 日本の取り組みの主な内容 ……13

図4 札幌市の人口の推移と予測 ……15

図5 1世帯当たり月別家庭用灯油・プロパン
ガス・都市ガス使用量の推移（2001年3月
～2002年2月） ……16

図6 電灯・電力使用量の推移 ……16

第2章

図7 環境基本条例と環境基本計画の関係 ……20

図8 「環境文化都市」の実現に向けた環境
都市像 ……24

図9 環境都市像の実現に向けた基本的考え方と
具体的施策の関係 ……26

第3章

図10 重点施策体系図 ……30

図11 札幌がめざす環境都市像と重点施策の
関係 ……31

図12 第3.1節体系図 ……32

図13 地球温暖化の仕組み ……33

図14 地上気温の変動 ……33

図15 国別二酸化炭素排出割合 ……34

図16 札幌市内の温室効果ガス排出量の内訳
（2000年） ……34

図17 札幌市内の二酸化炭素排出量及び1人
当たり二酸化炭素排出量の推移 ……35

図18 札幌市内の二酸化炭素排出量の部門別
構成比（2000年） ……35

図19 札幌市内の二酸化炭素以外の温室効果
ガス排出量の推移 ……35

図20 身近に取り組める地球温暖化防止対策
の例 ……37

図21 3.1.1施策体系図 ……38

図22 世界の森林面積の変化（1991～2000年の
計） ……40

図23 札幌市内の森林蓄積量及び二酸化炭素
吸収・固定化量の推移 ……40

図24 3.1.2施策体系図 ……42

図25 酸性雨発生の仕組み ……43

図26 酸性雨調査結果（年平均）の経年変化 ……43

図27 3.1.3施策体系図 ……45

図28 世界のオゾン全量分布 ……46

図29 日本におけるオゾン全量の推移 ……46

図30 3.1.4施策体系図 ……48

図31 第3.2節体系図 ……49

図32 日本における一次エネルギー供給の
推移 ……50

図33 日本における最終エネルギー消費量の
推移 ……50

図34 札幌市内の最終エネルギー消費量及び
1人当たり最終エネルギー消費量の推移 ……50

図35 1世帯当たり灯油使用量の推移 ……51

図36 札幌市内の最終エネルギー消費量の
部門別構成比（2000年） ……51

図37 3.2.1施策体系図 ……53

図38 エネルギーを有効利用する都市づくりの
イメージ ……55

図39 市内各交通機関別乗車人員の推移 ……56

図40 札幌市の車種別自動車保有台数と
1人当たり自動車保有台数の推移 ……57

図41 札幌市の発生源別窒素酸化物排出量 ……57

図42 二酸化窒素に係る環境基準達成状況の
推移 ……57

図43 騒音に係る環境基準の達成状況 ……57

図44 騒音に係る要請限度の達成状況の推移 ……57

図45 札幌及び全国のディーゼル化率の推移 ……58

図46 低公害車普及台数と自動車1万台
当たりの低公害車普及台数の推移 ……58

図47 3.2.2施策体系図 ……60

図48 廃棄ごみ量と家庭ごみ1人1日当たり
排出量の推移 ……63

図49 リサイクル量及びリサイクル率の推移 ……63

図50	家庭ごみの組成（2003年度家庭系一般 廃棄物組成調査）……………64	図73	騒音に係る環境基準達成状況の推移 ……89
図51	事業系一般廃棄物の組成（1997年度 事業系資源ごみ実態調査）……………64	図74	苦情件数の推移 ……89
図52	産業廃棄物排出量の推移 ……64	図75	3.2.7施策体系図……………92
図53	産業廃棄物種類別の処分後の状況 （1998年度）……………64	図76	第3.3節体系図……………94
図54	3.2.3施策体系図……………66	図77	環境関連施設利用者数の推移 ……95
図55	札幌市における水の流れ（概要図） ……69	図78	環境教育リーダー制度利用状況の推移 …95
図56	健康項目及び生活環境項目（BOD）の 環境基準達成状況の推移 ……70	図79	3.3.1施策体系図……………97
図57	地下水揚水量の推移 ……70	図80	環境マネジメントシステム等導入事業所 数の推移 ……99
図58	3.2.4施策体系図……………72	図81	環境保全アドバイザー制度利用状況の 推移 ……99
図59	「3.2.5 豊かな自然環境に包まれた都市の 実現」と「3.2.6 うるおいと安らぎのある 都市の実現」で対象とする範囲 ……75	図82	3.3.2施策体系図……………101
図60	森林面積の推移 ……76	図83	3.3.3施策体系図……………104
図61	札幌市の植生自然度の分布 ……76	図84	3.3.4施策体系図……………108
図62	植生区分別の割合 ……77	第4章	
表3	市民の森の指定状況 ……77	図85	環境保全のための市民の行動例 ……112
図63	3.2.5施策体系図……………79	図86	地域分類図 ……121
図64	市街化区域の緑被率（1996年度） ……81	第5章	
図65	公園緑地面積及び1人当たり公園緑地 面積の推移 ……82	図87	計画の実効性の確保に向けて ……128
図66	多自然型河川の整備延長の推移 ……82	図88	参加・協働のプロセスの考え方 ……128
図67	街路樹本数及び植栽道路延長の推移 ……82	図89	市民・企業・行政の協働による計画の 推進体制 ……129
図68	3.2.6施策体系図……………84	図90	札幌市環境保全会議の仕組み ……130
図69	一般大気環境に係る環境基準達成状況の 推移 ……86	表4	方向別の段階 ……131
図70	ベンゼンの環境基準達成状況の推移 ……87	図91	環境基本計画と戦略的施策プログラムの 関係 ……133
図71	主な水準点における累積沈下量 ……88	図92	戦略的施策プログラムの体系図 ……135
図72	地下水に係る環境基準達成状況の推移 …88	図93	環境基本計画におけるP D C A サイクル ……136
		図94	計画の点検・評価の手順 ……137

札幌市環境基本計画

2005年3月発行

企画・編集

札幌市環境局環境事業部計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話 011-211-2912 FAX 011-218-5108

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>

本書は、古紙率100%の再生紙を使用しています。



さっぽろ市
01-J00-04-982
16-1-95

